

千葉労働局からのお知らせ(12)

令和6年度労働保険 年度更新申告書 提出方法等のご案内

窓口へ提出される場合

下記の受付会場で令和6年6月3日(月)から令和6年7月10日(水)までの間に提出をお願いします。(※土曜日・日曜日・祝祭日は閉庁です。一部会場は日時を指定しています。)

○千葉労働局 労働保険徴収課

○千葉労働基準監督署(01)

実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)	9:00～ 16:30	千葉労働局 千葉労働基準監督署 1階会議室	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	京成線「千葉中央駅」から徒歩7分	無	合同庁舎駐車場には 駐車できませんので 注意下さい。
注意	受付会場の駐車場は利用できませんので、近隣の有料駐車場もしくは公共交通機関をご利用ください。 本庁舎会場にご来場の場合、保安上の関係から入口にて来局・来署目的及び身分提示を求められることがあります。 ご迷惑をおかけしますが、その際には送付した年度更新用封筒(緑または青)の提示等をお願いいたします。					

○船橋労働基準監督署(02)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)	船橋労働基準監督署	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	JR「船橋駅」南口から徒歩20分 バス利用の場合 :JR「船橋駅」南口②番「西船橋駅」行き乗車 :JR「西船橋駅」北口⑤番「船橋駅」又は「市役所」行き乗車 いずれも「海神陸橋下」下車徒歩7分	有	

○柏労働基準監督署(03)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)	柏労働基準監督署	〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル	「柏駅」南口から徒歩3分	無	駐車場はありません。

○銚子労働基準監督署(04)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)	銚子労働基準監督署	〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎	JR「銚子駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

○木更津労働基準監督署(06)

実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)		木更津労働基準監督署	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	JR「木更津駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
6月17日(月)	10:00～ 15:00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
6月20日(木)	10:00～ 15:00	鴨川市役所 4階 大会議室	鴨川市横渚1450	JR「安房鴨川駅」から徒歩10分	有	
6月26日(水)	10:00～ 15:00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

○茂原労働基準監督署(07)

実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)		茂原労働基準監督署	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	JR「新茂原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
6月28日(金)	10:00～ 15:00	ハローワークいすみ	いすみ市大原8000-1	JR「大原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

○成田労働基準監督署(08)

実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)		成田労働基準監督署	〒286-0134 成田市東和田553-4	JR「成田駅」東口または 京成線「成田駅」から徒歩20分	有	
6月24日(月)	10:00～ 15:00	ハローワーク佐原	香取市北1-3-2	JR「佐原駅」から徒歩5分 *佐原税務署となり	有	

○東金労働基準監督署(09)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日・祝を除く)	東金労働基準監督署	〒283-0005 東金市田間65	JR「東金駅」から徒歩7分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

受付会場で申告手続きについて相談される場合は、次の書類を持参してください。

(1)労働保険料年度更新申告書(こちらから送付したもの。)

(2)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間にかかる次の資料

イ 継続事業

支払われた賃金総額(控除前の総支給額)のわかる資料

(賃金総額を「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に集計のうえ持参してください。)

ロ 建設の事業

終了した元請工事の内容・工期・請負金額等のわかる(工事台帳等)の資料

(一括有期事業報告書に業種別・事業開始時期別に記載のうえ持参してください。)

賃金により算定する場合は、各元請工事に対して支払われた元請、下請、孫請等の全ての労働者の賃金総額(控除前の総支給額)のわかる資料

(3)ゴム印(事業場名、住所、代表者氏名等)

郵送で提出される場合

千葉労働局労働保険徴収課、又は管轄の労働基準監督署あてに郵送してください。

*宛先住所については、封筒裏面をご覧ください。

*返信物がある場合は、返信用の封筒を同封してください。(事業主控等)

*提出が集中する時期の返信物の返送には、3週間以上お時間をいただくことがありますので、ご了承ください。

*年度更新申告書の記入方法等については同封されているパンフレットをご覧ください。又は[封筒表面に記載されているコールセンターへお問合せください。](#)

金融機関経由で提出される場合

年度更新申告書を記載し、労働保険料と一緒に金融機関窓口で「きりとり線(ミシン目)」を切り離さずに納付してください。年度更新申告書(提出用)は千葉労働局労働保険徴収課あてに送付されます。

下記に該当する場合は、千葉労働局労働保険徴収課あて持参いただくか、郵送してください。

- ①年度更新申告書(提出用)が金融機関に提出しても返却されてしまった場合、
 - ②口座振替を利用される場合、
 - ③納付する額がない場合、④林業及び建設業の方で一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表を作成した場合
- なお、事業主控に受付印が必要な場合は、申告書(提出用)と併せて、千葉労働局労働保険徴収課又は各労働基準監督署へご持参いただくか、郵送してください。[申告書を金融機関へ提出された場合、申告書の事業主控への受付印は押印できません](#)ので、注意してください。

口座振替を利用されている場合

会場窓口、又は郵送での提出をお願いいたします。金融機関経由では提出できません。

口座振替は、原則として提出期限(7月10日)内に提出された申告書を対象としています。

また、**昨年度中(令和5年度)に事業を廃止**した場合は、提出期限内であっても**口座振替の対象にはなりません**。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には、納付書による納付が必要になります。納付書が必要な場合は、千葉労働局労働保険徴収課へご連絡をお願いいたします。

民間事業者からのお問い合わせについて

年度更新申告書については、例年6月から9月上旬までの期間

①年度更新申告書の審査に関する業務

②年度更新申告書提出に関する督促業務の一部を民間業者に委託しております。ご提出された年度更新申告書等の記載内容について、民間業者から問い合わせをさせていただくことがありますのでご了承ください。委託業者名については同封されているリーフレットに記載があります。

事業主のみなさまへお願い

①労働保険年度更新は申告書右上記載の「アクセスコード」を入力することにより、電子申請(e-Gov)がご利用いただけます。

e-Govには入力チェック機能や自動計算機能があるので、記入漏れや計算ミスが防げます。是非ご活用ください!

②労働保険料納付は口座振替が便利です。納付書による支払い期日より、引き落とし日までにゆとりが生じます。裏面をご参照のうえ、この機会に是非ご検討ください!